

改正

平成20年12月10日告示第143号

平成22年4月1日告示第27号

平成23年4月1日告示第41号

平成29年4月1日告示第71号

平成29年10月4日告示第204号

令和4年3月9日告示第23号

令和4年5月25日告示第158号

高島町有料広告掲載に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、町が掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の対象)

第2条 広告を掲載することができるもの（以下「広告媒体」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 広報たかはた
 - (2) 高島町ホームページ
 - (3) その他町の発行物又は資産で、町長が認めるもの
- 一部改正〔平成29年告示204号〕

(広告掲載の範囲)

第3条 広告媒体に掲載することができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 町の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反し、又は触れるおそれのあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に該当する営業に係るもの
- (4) 政治活動、宗教活動、個人・団体等の意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの

(6) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの

(7) その他町長が広告として掲載することが適当でないと認めるもの

(広告の規格等)

第4条 広告の規格、枠数、広告掲載料、広告の作成方法等は、当該広告媒体を所管する課（以下「所管課」という。）において定めるものとする。

(広告の募集等)

第5条 広告の募集は、所管課において募集期間等を定め、広報たかはた、高島町ホームページ等により行うものとする。

(広告の申込み)

第6条 広告の掲載を希望する者は、高島町有料広告掲載申込書（別記様式第1号）に掲載しようとする広告の原稿を添えて、町長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定等)

第7条 町長は、前条に規定する広告掲載の申込み（以下「掲載申込み」という。）があったときは、掲載申込みに係る広告の内容を審査し、必要がある場合は当該申込者に修正を求め、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に高島町有料広告掲載決定通知書（別記様式第2号）又は高島町有料広告非掲載決定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

3 広告掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、町長が指定する期日までに掲載しようとする広告の版下原稿又は広告物を町長に提出するものとする。

(委員会)

第8条 広告媒体に掲載する広告に疑義が生じた場合、その掲載の可否を審査するため高島町広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、副町長をもって充て、委員会を代表し会務を総理する。

4 委員は、総務課長、企画財政課長、生活環境課長、商工観光課長、福祉こども課長及び社会教育課長をもって充てる。

5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

6 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

一部改正〔平成22年告示27号・23年41号・29年71号〕

(広告掲載の優先順位)

第9条 広告掲載を決定する場合の優先順位（以下「優先順位」という。）は、次のとおりとする。ただし、同一順位内における優先順位は、申込み順とする。

- (1) 第1順位 国、地方公共団体、公益的法人及びこれらに類するものの広告
- (2) 第2順位 私企業及び自営業等で、町内に事業所等を有するものの広告
- (3) 第3順位 その他広告として掲載することが妥当であると町長が認めるものの
広告

一部改正〔平成20年告示143号〕

(広告掲載料の納入)

第10条 広告主は、第7条第1項の規定による掲載決定後、町長が指定する期日までに、町の発行する納付書により広告掲載料を一括納入するものとする。ただし、12月連続の掲載申込みの場合、広告主からの申出により2回の分割納入とすることができる。

一部改正〔令和4年告示158号〕

(広告主の責任等)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

- 2 広告主は、掲載しようとする広告が山形県屋外広告物条例（昭和49年山形県条例第59号）第3条の適用を受ける場合は、同条例の規定により許可を受けなければならない。
- 3 版下原稿及び広告物の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告代理店への業務委託)

第12条 町長は、広告の募集、広告の作成等を広告代理店等に業務委託することができる。

(広告掲載の取消し)

第13条 町長は、町の行政運営上支障があるとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の規定による広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 町長が指定する期日までに版下原稿及び広告物を提出しなかったとき。
- (2) 広告掲載料を納入しなかったとき。
- (3) その他町長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

(広告掲載料の還付)

第14条 既に納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、町の都合により広告の掲載ができなくなったときは、この限りでない。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成20年12月10日告示第143号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年4月1日告示第27号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年4月1日告示第41号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年4月1日告示第71号）

この規程は、告示の日から施行する。

附 則（平成29年10月4日告示第204号）

この規程は、告示の日から施行する。

附 則（令和4年3月9日告示第23号）

この規程は、告示の日から施行する。

附 則（令和4年5月25日告示第158号）

この規程は、告示の日から施行する。